平成２７年（フ）第６２９号
札幌市白石区本通17丁目南７番12―301号
債務者　細川　智宏
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６５７号
札幌市北区北31条西６丁目２番22号　コーポ中島10号
債務者　笹川　秀敏
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６６８号
札幌市北区新琴似10条８丁目５番15号　パークサイド108―103号、住民票上の住所札幌市北区新琴似10条８丁目５番15号
債務者　山口　容子
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７９号
群馬県前橋市下大島町596番地１　たびだち
債務者　髙橋　信行
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第８８号
群馬県前橋市新堀町204番地
債務者　引田　敏矢（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第９６号
群馬県前橋市大前田町1720番地２
債務者　山﨑ひろみ
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１００号
群馬県前橋市三俣町３丁目10番地15
債務者　丸山　正訓
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１６４号
千葉市若葉区西都賀４丁目20番32号
債務者　五十嵐康雄
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１６５号
千葉市若葉区西都賀４丁目20番32号
債務者　五十嵐惠美子
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１９８号
千葉県市原市君塚４丁目16番地９　ドリームシティ102
債務者　髙森　夏美
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２０４号
千葉市若葉区高品町581番地３、申立時の住所千葉市若葉区加曽利町1559番地12
債務者　青山マリテスこと　ＡＯＹＡＭＡ　ＭＡＲＩＴＥＳ　ＭＡＲＥＳ
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９９号
静岡県裾野市平松612番地の８　プラザ後藤203
債務者　松田　忠則
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２６６号
京都市伏見区淀際目町240番地１　淀際目団地４棟405号
債務者　吉見　葉月（旧姓上原）
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２９２号
京都市伏見区小栗栖中山田町42番地３　キャッスル蜂の壺308
債務者　新井　眞也
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２９３号
京都府八幡市男山笹谷８番地―Ｄ１―502
債務者　島谷久美子
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３０７号
京都市右京区西院北矢掛町36番地　207号
債務者　東　　宙輝
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３２５号
京都市南区東九条東札辻町29番地　ダイワレジデンスフダノツジ405
債務者　稲川真由美（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係